

加西市監査公表第3号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成26年2月6日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を、同項の規定に基づき公表する。

平成26年3月24日

加西市監査委員 金 澤 栄 一

加西市監査委員 土 本 昌 幸

## 第1 請求の要旨

平成26年2月6日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

(1) 平成25年6月6日付加都管法第25-6（以下「許可書」という。）により水路（特定番号0401-18-1-10）に係る法定外公共物占用等許可がなされており、年間占用料は1,040円である。

当該許可に係る法定外公共物占用等許可申請書（以下「申請書」という。）及び許可書において、占用物件はケーブルで11本となっている。しかし、申請書に添付された写真で確認できるのは、ケーブル保護管（以下「保護管」という。）7本であり、申請書の記載内容とは明らかに異なる。算定根拠となる書類を添付させて、正しい占用料を徴収すべきである。

(2) 当該水路を含めた敷地周辺を囲うようにフェンスが設置されているが、フェンスは当該水路を横断しており、水路に係る占用物件に該当するため、占用料を徴収すべきである。

## 第2 請求の受理

平成26年2月6日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条所定の要件を具備していると認め、平成26年2月7日付けでこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査の実施方法

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成26年2月13日に追加証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(2) 監査対象部局

本件請求は、法定外公共物占用等許可に関連するものであることから、当該業務に係りのある都市整備部施設管理課及び用地課を監査対象部局とし、説明聴取及び関係書類の調査を行った。

(3) 調査の方法

請求人から提出された関係書類、請求人の陳述を検討するとともに、関係書類等の照合及び平成26年2月13日に関係職員からの事情聴取を行った。

## 2 監査の期間

平成26年2月7日から平成26年3月19日まで

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 第1(1)について

##### ア 申請書と添付写真の相違について

申請書には、占用等物件として、名称が「産業用太陽光発電の配線」、規模が「 $\phi 5\text{ cm} \sim \phi 10\text{ cm}$ 」、数量、構造が「CVD38(38sq)×5本、CV3.5-1C(3.5sq)×4本、KDEVS0.9-2P(0.9sq)×1本、IV14(14sq)×1本」となっており、許可書も同様の内容である。申請書添付のそれぞれ別の場所を撮影した2枚の写真からは、7本及び1本の保護管が確認できる。

申請書提出後、市担当者2名が現地確認を行い、申請書のとおり保護管が11本であることを確認している。

##### イ 占用料の徴収額について

加西市法定外公共物管理条例（以下「管理条例」という。）第13条第1項には、「占用者等は、加西市道路占用料徴収条例第2条に定める占用料・・・を納めなければならない。」とある。当該配線について、市は、加西市道路占用料徴収条例（以下「徴収条例」という。）第2条別表（以下「別表」という。）の占用物件における「水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの」のうち「外径が0.2m未満のもの」に該当すると判断している。長さは1m未満のため、加西市道路占用料徴収条例施行規則（以下「徴収条例施行規則」という。）第2条第2号により1mとして占用料を計算している。

その結果、1年間の占用料は、95円×11本=1,045円で、徴収条例第2条第1項により10円未満の端数を切り捨て、1,040円としている。

##### ウ 求積図の添付について

申請書の添付書類として、加西市法定外公共物管理条例施行規則（以下「管理条例施行規則」という。）第2条第2項第7号には「土地の使用にあたっては、求積図」とある。また、管理条例施行規則第2条第2項ただし書には、「市長が必要でないとするものについては、その一部を省略することができる。」とある。

#### (2) 第1(2)について

フェンスは、水路を含めた敷地周辺を囲うように設置されており、水路の上

を横断している。占用料は徴収していない。

水路を含めた敷地周辺をフェンスで囲っているため、フェンス内の水路に自由に行き来することができない状態である。

## 2 監査委員の判断

### (1) 第1(1)について

配線の本数の数え方については、保護管の中の線の本数に関わらず、外観上は保護管の数により本数を認識できるので、保護管の本数が占用物件の本数となる。

申請書添付の写真では、確認できる保護管は8本であるが、第4の1(1)イのとおり、11本として占用料を計算している。そのため、もし保護管が8本であれば占用料を多く徴収していることになるが、申請書の記載も11本であり、市に不利益があったとはいえない。

第4の1(1)イのとおり当該配線について、別表の占用物件における「水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの」のうち「外径が0.2m未満のもの」として、占用料を計算している。外径が20cm未満であれば、占用料の金額は変わらないので、申請書及び許可書における占用物件の規模の記載が「φ5cm～φ10cm」と一定の幅があっても、占用料の算出上、問題はない。

請求人の陳述において、占用料を面積で計算するのではないかとの主張があったが、別表にある面積で占用料を計算する占用物件には、当該配線は該当しない。管理条例施行規則第2条第2項第7号には、申請書の添付書類として求積図が掲げられているが、当該配線に係る占用料の計算において面積を求める必要がないので、管理条例施行規則第2条第2項ただし書に従い、求積図の添付を省略することは合理的である。

また、申請書の占用等の期間は、「平成25年3月28日から」とある一方、許可書の占用の期間は「許可日から」となっており、許可日は平成25年6月6日である。占用料は許可があってはじめて徴収が可能となり、かつ、管理条例において、許可日前の占用料徴収の遡及について規定がないため、遡及徴収はできないと解される。

### (2) 第1(2)について

管理条例第4条第2項で占用等について、「法定外公共物の管理に支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認められるときに限り許可を与えることができる。」と規定されている。しかし、水路を含めた敷地周辺はフェンスで囲われており、水路に自由に行き来することができない状態であり、水路の管理に支障を及ぼす状態であるといえる。そのため、占用許可を与えることは適当ではない。管理条例第13条により、占用許可を与えていなければ、占用料を徴収することはできない。

## 第5 結論

以上のことから、市に不利益があったとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要性を認めない。

### (意見)

第4の2(2)で述べたように、水路を含めた敷地周辺をフェンスで囲っているため、水路の適正な管理ができない状態であり、公物管理（機能管理）上問題がある。当該水路の所有者は市であるので、市はフェンスを設置した申請者及び地元と協議をし、水路の適正な管理ができる状態になるよう努められたい。